

民間船舶の運航・管理事業

(コンテナ船)

サービス対価の算定及び支払方法

(案)

防衛省

防衛省は、本事業を適正かつ確実に実施した場合の対価（以下「サービス対価」という。）を事業者に支払うものとし、以下にその算定及び支払方法を示す。

第1 サービス対価の構成

1. サービス対価の構成

本事業を遂行するにあたり必要なサービス対価は、以下により構成される。

- 7号船舶の調達、維持管理・運航準備に係る費用（以下「7号船舶サービス対価」という。）
- 8号船舶の調達、維持管理・運航準備に係る費用（以下「8号船舶サービス対価」という。）

7号船舶サービス対価は、以下により構成され、一体の対価として事業者に支払う。

- 7号船舶の調達に係る費用（以下「7号船舶調達費」という。）
- 7号船舶の維持管理、船員の雇用・養成及び運航準備に係る費用（以下「7号船舶維持管理・運航準備費」という。）
- 本事業を実施するために事業者が必要とする費用のうち、7号船舶相当額（以下「その他の費用（7号船舶）」という。）

8号船舶のサービス対価も上記同様の構成とし、各用語は「7号船舶」を「8号船舶」に置き換えたものとする。

サービス対価を構成する各費用の内訳は、2.(1)の表1に示すとおりとする。

(1) 7号船舶サービス対価

ア 7号船舶調達費

7号船舶調達費は、7号船舶の設計・建造又は購入・改造等に係る費用（以下「7号船舶整備費」という。）及びそれらの初期投資に必要な融資等に係る利息相当（以下「7号船舶調達利息」という。）から構成されるものとする。

(ア) 7号船舶整備費

7号船舶整備費は、7号船舶の調達に要する船舶の設計・建造又は中古船舶の購入・改造、試験、運航開始に必要な各種検査費用及びそれらに付随して発生する初期投資等に係る費用とする。

なお、各本事業船舶の調達において共通にかかる経費は、各本事業船舶の整備費に応じて合理的に按分し、各本事業船舶の船舶整備費に含めるものとする。

(イ) 7号船舶調達利息

7号船舶調達利息は、7号船舶の船舶整備費及び7号船舶の船舶調達に係る利息の合計額を毎回均等となるように支払った場合の資金調達に係る利息相当額とする。

なお、7号船舶調達利息には、事業者の税引前利益の一部を含むものとする。

7号船舶調達利息の料率は、基準金利と事業者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とし、基準金利の詳細は第2 3. (1) イに示す。

イ 7号船舶維持管理・運航準備費

7号船舶維持管理・運航準備費は、7号船舶運航開始日（令和10年1月1日とし、7号船舶運航開始日当日を含む。以下同じ。）から事業期間の終了日までの7号船舶の維持管理に係る費用（以下「7号船舶維持管理費」という。）及び7号船舶の船員の直接人件費（以下「7号船舶船員費」という。）並びに7号船舶の船員に対する労務管理、資格取得・技術習得等、運航準備に係る費用（以下「7号船舶運航準備費」という。）から構成されるものとする。

(ア) 7号船舶維持管理費

定期検査費（入渠費用含む。）、修繕費、係留施設に係る係船費用等、7号船舶における維持管理に係る費用とする。

(イ) 7号船舶船員費

7号船舶の待機状態を維持するために必要な、本事業船員に支払う給与相当（福利厚生等の諸経費含む。）とする。防衛省の輸送所要による実際の運航に伴い本事業船員に別途支払う航海手当等は2. (2)で説明する運航経費に含むものとする。

(ウ) 7号船舶運航準備費

本事業船員の資格取得・技術習得を支援するための経費、本事業船員に対する労務管理経費、本事業船員を雇用する船舶運航会社の間接経費（会社運営費・事務所経費）、年度運航計画の策定等、運航準備に係る経費とする。防衛省の輸送所要による実際の運航に伴って生じる燃料代等は、2. (2)で説明する運航経費に含むものとする。

(エ) 7号船舶雇用促進経費

本事業船員の採用活動を行うための経費とする。

ウ その他の費用（7号船舶）

その他の費用（7号船舶）は、事業者の開業に伴う諸費用、事業契約締結日から事業期間終了日までの全般管理業務費用及び事業者の管理費用並びに事業者の税引前利益（上記ア (イ)に計上される部分を除く。）を、同一契約内の他の船舶に係る“その他の費用（〇号船舶）”と業務量等の比率で合

理的に按分したものとする。

(2) 8号船舶サービス対価

8号船舶サービス対価の構成、費用の内訳も7号船舶サービス対価と同様で、(1)における各用語は「7号船舶」を「8号船舶」に置き換えたものとする。

2. サービス対価等の内訳

(1) サービス対価の構成及び内訳

サービス対価を構成する各費用の内訳は、表1に示すとおりである。

表1. サービス対価の内訳

項目		支払区分	費用の内容
(1) 7号船舶サービス対価	ア 7号船舶調達費	(ア) 7号船舶整備費	7号船舶の調達に係る以下の費用： <ul style="list-style-type: none"> ・新造船舶の設計・建造費用又は中古船舶の購入・改造、試験、各種検査費用 ・保険料 ・建中金利 ・融資組成手数料 ・その他、船舶調達に関する初期投資と認められる費用 同一契約内の他の船舶と按分する以下の費用： <ul style="list-style-type: none"> ・各本事業船舶の調達において共通にかかる経費
		(イ) 7号船舶調達利息	資金調達に必要な融資等に係る金利事業者の税引前利益の一部
	イ 7号船舶維持管理・運航準備費	(ア) 7号船舶維持管理費	7号船舶の維持管理に係る以下の費用： <ul style="list-style-type: none"> ・定期検査費（入渠費用含む。） ・修繕費 ・運航に必要な船体清掃費用（入渠費用含む。） ・係留施設に係る係船費用 ・船用品費 ・維持燃料費 ・潤滑油費 ・保険料（船体保険料・P & I 保険料） ・固定資産税 ・その他、船舶の維持管理に必要な一切の費用
		(イ) 7号船舶船員費	7号船舶の船員に係る以下の費用： <ul style="list-style-type: none"> ・船員に対する基本給与及び福利厚生等の諸経費並びに糧食費

項目		支払区分	費用の内容
		(ウ) 7号船舶運航準備費	7号船舶の運航準備に係る以下の費用： <ul style="list-style-type: none"> ・船舶運航会社の運営経費 ・船員の資格取得、訓練等の費用 ・船員の労務管理、乗船手配等の費用 ・年度運航計画策定に係る費用 ・その他、船員の雇用・養成、運航準備に必要な一切の費用
		(エ) 7号船舶雇用促進経費	7号船舶の雇用促進に係る以下の費用： <ul style="list-style-type: none"> ・予備自衛官等たる船員の雇用促進に係る費用
	ウ その他の費用（7号船舶）	その他の費用（7号船舶）	7号船舶に係る以下の費用： <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の開業に伴う諸費用 ・全般管理業務費用 ・事業者の管理費用（公租公課、事務費、保険料等） ・事業者の税引前利益の一部（調達利息に計上される部分を除く。）

8号船舶サービス対価の構成及び内訳も上記と同様とし、各用語は「7号船舶」を「8号船舶」に置き換えたものとする。

(2) 本事業船舶の運航経費の内訳

本事業船舶の運航に必要な燃料代、出発港、中継港及び到着港における岸壁使用料等の経費は、運航内容等により変動するため、上記のサービス対価には含めない。

運航経費として想定される項目は表2のとおりである。事業者は、自らの提案書類に基づき、事業契約締結後1ヶ月以内に(1)運航時追加船員費、(2)燃料費、(5)保険料に係る見積単価を防衛省に提出し、確認を受ける。以降の期間については、毎年度末又は見積単価が明らかに不相当となった時点で随時に、見直した見積単価を防衛省に提出し、確認を受ける。

防衛省の輸送所要が生じた場合、事業者は防衛省が提示した輸送役務仕様書（案）に基づき、運航経費に係る見積書を防衛省に提出する。その際の見積金額は事前に提示した見積単価を基礎に計算する。

なお、サービス対価の一部として支払う保険料（船体保険料及びP&I保険料等）に関し、事業者が提案する本事業船舶の係船方法等により、普通期間保険の代わりに係船保険を付保するなど、係船期間と輸送役務契約の履行期間で保険を分けて付保することが経済合理的である場合は、当該提案を容認する。この場合に限り、個別の運航時に要する保険料は運航経費の一部として支払う。

表 2. 運航経費の内訳

運航経費の費目		内 訳
(1)	運航時追加船員費	防衛省の輸送所要による船舶の運航に伴って必要な追加船員費等相当額： <ul style="list-style-type: none"> ・ 航海手当 ・ 時間外手当 ・ サービス対価に含まれない糧食費 ・ 船員交代に伴う旅費・宿泊費、移動日当等
(2)	燃料費	船舶の運航燃料 ※運航経費の一部として支払わず、現物支給とする場合もある。 ※慣熟訓練時の燃料費は、サービス対価の内訳である維持管理費に含まれるものとし、運航経費には含まない。
(3)	港費	
	岸壁使用料	出発港、中継港及び到着港での係留に伴う岸壁使用料
	車両待機地域使用料	出発港、中継港及び到着港で車両待機地の確保が必要な場合の使用料
	給水代金	エンジン冷却水、飲料水等の生活水の給水に係る費用
	代理店手数料	登録船種の変更、臨時航路の届出等を含む各種手続代行料
	水先料	係留施設の出港並びに出発港、中継港及び到着港での入出港時に船長の代わりに船舶を誘導するパイロット料
	曳船料	係留施設の出港並びに出発港、中継港及び到着港での入出港時に接岸・離岸を補助するタグボート利用料
	綱取放料	係留施設の出港並びに出発港、中継港及び到着港での入出港時に本船側のワイヤーロープやナイロンロープ等を係船柱に取り付けや取り放しする作業に係る料金
	入港料	出発港、中継港及び到着港に入港した都度、船舶から徴収される料金
(4)	荷役費	運搬、仕分け、積卸し、積み付け等に係る費用
(5)	保険料	傷害賠償責任保険・海上保険等、防衛省の輸送所要による運航時の追加保険料
(6)	その他運航に係る費用	サービス対価には含まれず、船舶運航に際して合理的に生じる上記以外の経費

【参考】サービス対価と運航経費の区分

本事業船舶に係る各経費は、運航内容等にかかわらず固定的に発生する費用と、運航内容等に応じて変動する費用があるため、前者をサービス対価、後者を運航経費として支払う。サービス対価と運航経費の区分は、下表に示すとおりである。

費用の区分・内訳			サービス対価	輸送役務契約（運航経費）	
船舶調達費	船舶整備費		●		
	船舶調達利息		●		
船舶維持管理・運航準備費	維持管理費	定期検査費（入渠費用含む。）	●		
		修繕費	●		
		運航に必要な船体清掃費用（入渠費用含む。）	●		
		係留施設に係る係船費用	●		
		船用品費	●		
		維持燃料	○JT目的での運航・慣熟運航を含む。	●	
		潤滑油費	同上	●	
		保険料	船体保険・P&I保険	●	
			傷害賠償責任保険・海上保険等、防衛省の輸送所要による運航時の追加保険料		●
	固定資産税		●		
船員費	船員人件費	待機時、○JT訓練時、慣熟運航時等	●		
		防衛省の輸送所要での運航時		●	
		基本給、福利厚生、退職手当等を含む。			
		運航に係る航海手当・時間外手当・サービス対価に含まれない糧食費			

費用の区分・内訳				サービス対価	輸送役務契約（運航経費）
			船員交替に伴う旅費、宿泊費等		●
			自衛官等に対する訓練支援等に係る追加人件費		●
	運航準備費	船舶運航会社の運営経費		●	
		船員の資格取得、訓練等の費用		●	
		船員の労務管理、乗船手配等の費用		●	
		年度運航計画策定に係る費用		●	
	雇用促進経費	予備自衛官等たる船員の雇用促進費用		●	
その他の費用	事業者の開業に伴う諸費用			●	
	全般管理業務費用			●	
	事業者の管理費用（公租公課、事務費、保険料等）			●	
	事業者の税引前利益の一部			●	
運航経費	防衛省の輸送所要での運航時	運航時追加船員費			●
		燃料費			●
		港費			●
		荷役費			●
		その他運航に係る費用			●

第2 サービス対価の算定及び支払方法

1. 支払方法の基本的な考え方

本事業は、本事業船舶の調達、維持管理・運航準備及び本事業船員の雇用・養成等に係るサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、防衛省は、提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を各本事業船舶の運航開始日以降事業期間を通じて、原則として平準化して支払うものとする。

2. 支払方法の基本的事項

(1) サービス対価の支払条件

事業者は、「業務要求水準書（案）」（資料-I） 第2 2. (3) オ (イ)、3. (3) イ (ウ)等の規定に基づき、四半期ごとに船舶維持管理業務報告書及び船員雇用・養成業務報告書とともに、業務完了届を防衛省に提出する。

防衛省は、受領後速やかに当該業務報告書の検査を行い、要求水準書等と照らし履行内容が適切と認めた場合には、検査に合格した旨を事業者に通知する。

事業者は、検査合格の通知を受けた後、当期のサービス対価に関する適法な請求書を防衛省に提出する。

ただし、防衛省は、事業者の責めに帰すべき事由により、各本事業船舶の運航開始予定日までに運航開始確認書を交付していない場合は当該確認書を交付するまでの間、サービス対価の支払を行わないこととする。

(2) 支払スケジュール

防衛省は、下記3. で算定された各費用のサービス対価を、事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に支払う。

具体的には、毎年度、4月1日から6月30日までの第1支払期分、7月1日から9月30日までの第2支払期分、10月1日から12月31日までの第3支払期分、1月1日から3月31日までの第4支払期分の年4回とし、各支払期の請求書を受領後30日以内に支払う。ただし、本事業船舶の運航開始が令和10年1月1日であることを踏まえ、令和9年度の支払いは第4四半期の1回払いとし、また、事業終了が令和19年12月末であることを踏まえ、最終年度の支払いは第1支払期から第3支払期までの3回払いとする。

なお、支払日の当日が閉庁日の場合は、その前営業日までに支払うものとする。

支払額については、令和9年度及び令和19年度を除いて、各年度で均等、かつ令和19年度の最終支払期を除き各回の支払期が均等額になるように支払い、最終支払期は、各回均等額では払いきれない端数残額を加算した額とする。

3. 各費用の支払額の算定及び支払方法

サービス対価を構成する各費用の各回の支払額は、次の(1)から(3)までのおり算定する。

(1) 7号船舶サービス対価

ア 7号船舶調達費の算定及び支払方法

7号船舶運航開始日以降事業期間を通じて、各回の船舶調達費（船舶整備費と船舶調達利息の合計額）の支払額が均等となるよう、2.(2)の支払スケジュールに基づき、全40回支払う。

イ 基準金利の計算及び確定に係る手続き

船舶調達利息の料率は、基準金利と事業者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とする。

7号船舶の基準金利は、令和9年7月1日（以下「金利確定日」という。）の午前10時30分における東京スワップレート（T. S. R）として、表示されるTONAベース10年物（円／円）金利スワップレートとする。ただし、当該レートが負の値となる場合は基準金利をゼロとする。

なお、入札にあたっては、入札公告月の防衛省が別途指定する日のレートを仮の基準金利として、入札価格を算定する。（以下、入札時の基準金利を「入札時基準金利」、金利確定日の基準金利を「確定時基準金利」とし、8号船舶も同様とする。）

入札時基準金利は、入札公告時に示す。

確定時基準金利が入札時基準金利を下回る場合、防衛省と事業者は確定時基準金利に基づき、船舶調達費を再計算し、7号船舶運航開始日の前日までに船舶調達費の変更に係る変更契約を締結し、アのスケジュールで船舶調達費を支払うものとする。

確定時基準金利が入札時基準金利を上回る場合、令和9年度内の船舶調達費の支払（第1回の支払）は、入札時基準金利に基づき計算した対価を支払うものとする。令和9年度の船舶調達費のうち、確定時基準金利と入札時基準金利との間で生じる船舶調達費の差額分は、令和10年度の予算が成立した後、船舶調達費の変更に係る変更契約を締結次第、速やかに事業者を支払うものとする。

また、令和10年度以降の支払い（第2回以降）については、防衛省と事業者は確定時基準金利に基づく船舶調達費の再計算結果を上記の変更契約に反映し、第2回の支払以降は、アのスケジュールで確定時基準金利において計算した船舶調達費を支払うものとする。

ウ 7号船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用（7号船舶）の算定及び支払方法

7号船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用（7号船舶）は、7号船舶運航開始日から事業終了日までの期間、2.(2)の支払スケジュールに基づき、支払うものとする。

(2) 8号船舶のサービス対価

7号船舶サービス対価と同様とし、(1)における各用語は、「7号船舶」を「8号船舶」に置き換えたものとする。

(3) 本事業船舶の船員費に係るサービス対価の取扱い

ア 基本的考え方

船舶維持管理・運航準備費の内訳項目である船員費については、本事業船舶に属する本事業船員数に占める予備自衛官である船員数の割合に応じ、支払ったサービス対価を精算する。

具体的には、本事業船舶に属する本事業船員のうちに予備自衛官でない船員がいる場合には、事業者は、下記イで算定した金額を国に返納することとする。

イ 返納金額

各本事業船舶に属する本事業船員数に占める予備自衛官である船員数の割合を確認し、その割合に応じた金額を国に返納する。

また、返納金額は事業年度ごと、各本事業船舶ごとに算定することとし、当該事業年度の3月31日までに防衛省に通知し、防衛省の確認を得る。事業者は、防衛省からの請求に基づき速やかに国に納付することとする。

予備自衛官である船員数の割合に応じた返納金額の算定方法：

事業年度ごとの各本事業船舶船員費（消費税込）×10%×（1－事業年度ごとの各本事業船舶に係る予備自衛官である船員数の割合※）

※ 事業者は、「業務要求水準書（案）」（資料－I）第2-3.(3)

イに基づき提出する雇用実績書において、毎月末時点の本事業船員数に占める予備自衛官である船員数の割合を防衛省に報告することとし、事業年度ごとの本事業船舶に属する本事業船員数に占める予備自衛官である船員数の割合は、当該事業年度の各月末時点の本事業船舶に属する本事業船員数に占める予備自衛官である船員数の割合の平均値（小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、傷病休職等の事由により給与の支給が停止されている予備自衛官である船員は、

返納金額の算定にあたり、予備自衛官である船員として取り扱わず、予備自衛官でない船員とみなす。

(4) 本事業船舶の雇用促進経費に係るサービス対価の取扱い

ア 基本的考え方

船舶維持管理・運航準備費の内訳項目である雇用促進経費については、事業者の採用活動及び雇用維持に係る企業努力により予備自衛官雇用促進を行った事業者には、本事業船舶に必要な予備自衛官である船員の採用割合（以下本(4)において「予備自衛官採用割合」という。）に応じ、事業者を支払うものとする。

雇用促進経費は、各運航年における各本事業船舶船員費の10パーセントに相当する額とし、防衛省は、下記イに定める支給条件に基づき、支払ったサービス対価を精算する。

なお、予備自衛官採用割合の確認にあたっては、事業者が業務要求水準書第2-3.(3)イに基づき提出する雇用実績書において、毎月末時点の本事業船員数に占める予備自衛官である船員数の採用割合を防衛省に報告することとする。ただし、傷病休職等の事由により給与の支給が停止されている予備自衛官である船員は、予備自衛官採用割合の算定にあたり、予備自衛官である船員として取り扱わず、予備自衛官でない船員とみなす。

イ 支給条件及び返納金額

雇用促進経費は、各本事業船舶について、各運航年における各本事業船舶船員費の10パーセントに相当する額（以下、「年雇用促進経費」という。）を以下の条件に基づき支給額を決定する。予備自衛官採用割合は毎月末時点で確認し、事業開始後の各期間における達成状況により判定する。

なお、「100パーセントに到達」とは、当該判定期間中のいずれかの月末時点において船員における予備自衛官採用割合が100パーセントとなることをいう。

また、支給開始後の各運航年における支給継続の判定にあたっては、各運航年の各月末時点の予備自衛官採用割合の平均値（以下、「年平均予備自衛官採用割合」という。）を用いる。年平均予備自衛官採用割合は、各運航年の各月末時点の予備自衛官採用割合を合計し、各運航年における月数で除して算定する（小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。

(ア) 運航開始1年目に予備自衛官採用割合が100パーセントに到達した場合

各本事業船舶について、運航開始日から1年間（以下、「初年判定期間」という。）のいずれかの月末時点において予備自衛官採用割合が100パーセントに到達した場合は、事業期間中、各運航年の年雇用促進経費の全額（10割）を雇用促進経費として支給する。

ただし、初年判定期間中に予備自衛官採用割合が100パーセントに到達した場合であっても、その後のいずれかの運航年（達成年における達成月以降含む）において年平均予備自衛官採用割合が95パーセント未満となった場合は、当該運航年以降、残りの運航期間における雇用促進経費の支給は行わないものとし、当該運航年以降に係る年雇用促進経費の全額を減額するものとする。

(イ) 運航開始2年目に予備自衛官採用割合が100パーセントに到達した場合

各本事業船舶について、初年判定期間中に予備自衛官採用割合が100パーセントに到達しなかった場合であって、運航開始日から2年目の期間（以下「2年目判定期間」という。）のいずれかの月末時点において予備自衛官採用割合が100パーセントに到達した場合は、2年目以降、各運航年の年雇用促進経費の7割に相当する額を雇用促進経費として支給し、年雇用促進経費の3割に相当する額を減額するものとする。

なお、初年判定期間中に予備自衛官採用割合が100パーセントに到達しなかった運航年（1年目）に係る年雇用促進経費については、全額を減額するものとする。

ただし、2年目判定期間中に予備自衛官採用割合が100パーセントに到達した場合であっても、その後のいずれかの運航年（達成年における達成月以降含む）において年平均予備自衛官採用割合が95パーセント未満となった場合は、当該運航年以降、残りの事業期間における雇用促進経費の支給は行わないものとし、当該運航年以降に係る年雇用促進経費の全額を減額するものとする。

(ウ) 運航開始3年目に予備自衛官採用割合が100パーセントに到達した場合

各本事業船舶について、2年目判定期間の終了時点までに予備自衛官採用割合が100パーセントに到達しなかった場合であって、運航開始日から3年目の期間（以下「3年目判定期間」という。）のいずれかの月末時点において予備自衛官採用割合が100パーセントに到達した場合は、3年目以降の事業期間中、各運航年の年雇用促進経費の4割に相当する額を雇用促進経費として支給し、年雇用促進経費の6割に相当する額を減額するものとする。

なお、初年判定期間及び2年目判定期間中に予備自衛官採用割合が100パーセントに到達しなかった運航年（1年目及び2年目）に係る年雇用促進経費については、全額を減額するものとする。

ただし、3年目判定期間中に予備自衛官採用割合が100パーセントに到達した場合であっても、その後のいずれかの運航年（達成年における達成月以降含む）において年平均予備自衛官採用割合が95パーセント未満となった場合は、当該運航年以降、残りの事業期間における雇用促進経費の支給は行わないものとし、当該運航年以降に係る年雇用促進経費の全額を減額するものとする。

(エ) 運航開始3年目までに予備自衛官採用割合が100パーセントに到達しなかった場合

各本事業船舶について、3年目判定期間の終了時点までに予備自衛官採用割合が100パーセントに到達しなかった場合は、全事業期間を通じて雇用促進

経費の支給は行わないものとし、各運航年に係る年雇用促進経費の全額を減額するものとする。

ウ 返納金額の算定及び支払手続

雇用促進経費に係る返納金額は、運航年ごと、本事業船舶ごとに算定することとし、当該運航年の終了後速やかに（最終年は事業期間終了後速やかに）防衛省に通知し、防衛省の確認を得る。事業者は、防衛省からの請求に基づき速やかに国に納付することとする。

(5) 防衛出動等におけるサービス対価の取扱い

ア 防衛出動等に際し防衛省が本事業船舶を裸備船する場合には、防衛省は、裸備船する期間において事業者の費用負担が避けられないサービス対価のみを事業者を支払うものとする。

ここで費用負担が避けられないサービス対価とは、本事業船舶の船舶調達費及び本事業船員（招集に応じ自衛官となった予備自衛官である本事業船員を除く。）の基本給与相当、事業者の管理費用等とする。また、定期検査費（入渠費用を含む。）・修繕費等、当該期間には発生しないが備船終了直後に確実に費用負担が発生するものも、サービス対価として予定通り支払う。

ただし、当該期間中は実質的に業務が生じない事から、事業者はできる限り経費の削減・省力化に努めるものとする。

イ 上記に加え、本事業船舶に予め備置された船用品や機関部の予備品・消耗品、水等は、防衛出動等前の残量と防衛出動等後の残量を比較し、減少した場合は防衛省が事業者に減少相当分を支払うが、増加した場合は増加相当分の防衛出動等後のサービス対価を支払わないものとする。

また、維持燃料・潤滑油は、防衛出動等前に防衛省と事業者で残油協定を取り交わし、当該協定に基づき防衛出動等後に精算する（現物支給により精算する場合もある。）。

4. 民間収益事業を実施する場合の利用対価の取扱い

事業者が民間収益事業を実施している期間における当該本事業船舶に係るサービス対価については、「民間収益事業の実施要領書（案）」（資料－Ⅱ）に基づく算定方法で計算した金額を国に返納する。

5. 支払額の減額措置

防衛省は、事業期間にわたり、本事業の実施に関する各業務の業績等の監視を行い、「業務要求水準書（案）」（資料－Ⅰ）に定められた要求水準が達成されていない場合は、支払額の減額等を行う。減額等の措置の詳細については、

入札公告時に示す「業績等の監視及び改善要求措置要領」によるものとする。

第3 入札価格及び落札価格（契約金額）との関係

入札価格は、第1 2. (1)表1で構成されるサービス対価の見積価格の合計（別に支払う運航経費は含まない。）とし、入札書に記載された金額をもって落札価格（契約金額（税抜））とする。

第4 サービス対価の内訳の精査等

サービス対価の内訳については、要求水準の変更等が生じた場合又は金利確定の場合にサービス対価の変更を適切に行うため、事業者はサービス対価の内訳を精査し、防衛省の確認を受けるものとし、契約締結日までにサービス対価の内訳を確定するものとする。

第5 サービス対価の改定

1. 基本的考え方

船舶調達費については、金利確定日までの金利変動相当分を除き、原則として改定を行わない。ただし、各船舶の運航開始時期が延期となった場合は、防衛省が事業者と協議の上、費用の見直しを行うことができるものとする。

令和11年度以降の船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用については、年度ごとに見直すものとする。この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、PFI手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする防衛省の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、防衛省が事業者と協議の上、行うものとする。

上記のほか、要求水準の変更その他必要な場合は、防衛省が事業者と協議の上、サービス対価の改定を行うことができるものとする。

2. 船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用の物価変動に基づく改定

(1) 対象となる費用

令和11年度以降の船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用

ただし、防衛省が付保を指示した保険に限り、事業期間中に保険市場において大幅に保険料が変動した場合は、下記の改定方法とは別に、保険料相当の対価を見直す場合がある。

(2) 改定時期

物価変動リスクを踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

ア 改定指標の評価：毎年4月10日時点で確認できる最新の指標（速報値を除くものとし、定時遡及訂正等が生じた場合も再評価は行わない。以下同じ。）により評価を行う。

イ 対価の改定：原則として、翌年度の4月1日以降の船舶維持管理費、船員費、運航準備費、雇用促進経費及びその他の費用の支払に反映する。

(3) 改定方法

物価変動に基づく対価の改定は、前回改定時の指標に対して現指標が3ポイント以上変動した場合に行う。事業契約締結以降、対価を改定していない費用については、令和9年度の4月10日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

$$| \text{今回評価時の指標} - \text{前回改定時の指標} | \geq 3 \text{ポイント}$$

改定率は次のとおりとする。

表3. 改定率

費用項目	使用する指標
コンテナ船に関する以下の費用 ・維持管理費 ・船員費 ・運航準備費 ・雇用促進経費 ※	「企業向けサービス価格指数」：『内航貨物輸送』 (日銀調査統計局)
・その他の費用	「企業向けサービス価格指数」：『その他の専門サービス』 (物価指数月報、日銀調査統計局)

※ 雇用促進経費は、各本事業船舶船員費の10パーセントに相当する額を基礎として算定されるものであり、その性質上、船員費（人件費）に準じて変動するものとして、船員費と同一の改定指標を適用する。

それぞれの対価について、改定前の対価（及びその内訳）を基準額として、年度ごとに、以下の算定式に従って各年度の対価を確定する。

なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

計算方法 : $AP'_t = AP_t \times (CSPIn / CSPIm)$

t : 今回費用改定をする対価の対象年度 (t : n+1、…、事業終了年度)

AP_t : 改定前の t 年度 A 業務の対価

AP'_t : 改定後の t 年度 A 業務の対価

CSP I : 企業向けサービス価格指数 (Corporate Service Price Index)

CSP I_m : 前回改定に用いた指標である、m 年度 (契約後未改定の場合は令和 7 年度) の価格指数

CSP I_n : 今回評価に用いた指標である、n 年度の価格指数

(計算例) 令和 11 年度の支払いが 100 万円、前回改定に用いた指標である令和 9 年度の指数が 90、令和 10 年度の指数が 108 の場合 :

令和 10 年度時点における改定実施の判断

= 令和 10 年度指数 [108] - 令和 9 年度指数 [90] = 18 ≥ 3 ポイント

令和 10 年度時点における改定率

= 令和 10 年度指数 [108] ÷ 令和 9 年度指数 [90] = 1.2

令和 11 年度の対価 (改定後)

= 令和 11 年度の対価 (改定前) [100 万円] × 1.2 = 120 万円

(4) 基準年の変更に伴う措置

改定指標の基準年が変更され、物価変動に基づく対価の改定にあたり必要な場合は、国内の他の PFI 事業等において採用実績のある改定方法を基準として防衛省と事業者が協議の上、適切な改定方法を措置するものとする。